

■別紙－4

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(構造・建築設備関係)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(構造・建築設備関係)	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
2 構造関係の取扱い		
2-1 構造計算		
01 特殊な構造方法(令第80条の2第1号)を併用する建築物のルート1の範囲	○	
02 特殊な構造方法(令第80条の2第2号)を併用する建築物のルート1の範囲	○	
03 既存建築物の増築等における構造計算規定の適用	○	
04 地表面粗度区分及び基準風速 V_0	◎	4-2-05「地表面粗度区分の取扱い」補足事項あり
05 鉛直震度による検討を要する突出部分の長さの取扱い	○	
06 クレーン荷重の留意点	○	
2-2 木造		
07 木造軸組構法の建築物における仕口金物の耐力の加算	○	
08 存在壁量に算入できる耐力壁の仕様	◎	4-1-03「木造建築物の壁量の取扱い」補足事項あり
09 小屋裏物置等を設置した場合の取扱い	◎	4-1-05「小屋裏利用物置を設置した場合について」補足事項あり
2-3 鉄筋コンクリート造		
10 鉄筋コンクリート造の柱の小径の2倍以内の距離	○	
11 設計基準強度の数値以上の強度発現が材齢28日を超えるコンクリートの取扱い	○	
2-4 基礎構造		
12 スウェーデン式サウンディング試験の結果から求める地盤の許容応力度	○	
3 建築設備関係の取扱い		
3-1 換気設備		
01 排気フードを有する排気筒に換気扇を設ける場合の有効換気量	○	
3-2 排煙設備		
02 防煙壁の構造	○	
03 複数の室の防煙区画	◎	3-2-13「防煙区画の取扱い」補足事項あり
04 天井等の形態が一樣でない場合の排煙上有効な範囲	◎	3-2-11「排煙の有効なとり方等について」補足事項あり
05 突き出し窓の有効開口面積の算定方法	○	
06 平成12年建設省告示第1436号第1号、第2号及び第3号の同時適用	○	
07 排煙方式が異なる異種排煙の区画	○	
08 令第126条の2第2項の取扱い	○	
3-3 配管設備		
09 給水管等が防火区画を構成する床・壁と一体となっている柱・はりを通る場合の取扱い	○	
3-4 防火設備		
10 小荷物昇降機の昇降路の出し入れ口の戸	○	
3-5 昇降機		
11 法第87条の4に基づく昇降機の確認申請	◎	5-1-04「昇降機関係の取扱い」 5-1-05「既存昇降機改修工事の取扱いについて」補足事項あり
12 物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として使用される荷物専用リフター	○	
13 建築基準法における昇降機に該当しない工場、作業場等の垂直搬送機	○	
14 法第86条の7第1項による増築又は改築を行う場合の既存エレベーターに遡及適用される規定	○	